

ページプレビュー中です。

閉じる

表示中の画面は一時的なものです。再表示はもう一度プレビューしてください。

予防接種

- 標準的な年齢で接種できなかった場合でも、対象年齢(「予防接種と子どもの健康」参照)であれば接種できます。
- 乳幼児の予防接種については、出生時または転入時にあらかじめ予診票綴をお渡ししています。接種対象年齢および接種期間内で、お子さんの体調の良い時に接種してください。
- 接種間隔が定められた間隔を超えた場合は、同意書が必要になることがあります。

予防接種の種類	対象年齢	標準的な接種年齢	間隔と回数	接種方法
BCG	生後3か月～1歳(の前日)	生後5か月～8か月	1回	保健センターでの 集団接種 BCG日程表.pdf(58KB)
四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) 又は 急性灰白髄炎(ポリオ) ※三種混合の接種が完了されていない方は、保健センターまでお問合せください。	生後3か月～7歳半(の前日)	【1期初回】 生後3か月～12か月 【1期追加】 1期初回3回目終了後12か月～18か月	20日以上(標準的には56日まで)の間隔で3回 1期初回接種終了後12か月以上の間隔で1回	医療機関での 個別接種 大口町・扶桑町・江南市・犬山市の下記の医療機関で接種できます。 <大口町> 今井医院 95-2534 さのクリニック 94-0222 さくら総合病院 95-6711 すずいクリニック 96-1114 やまだクリニック 94-1333 山田外科内科 96-6000 みどりクリニック 95-0881 つくしファミリークリニック 94-0294 大口町・扶桑町リスト(PDF 87KB) 江南市リスト(PDF213KB) 犬山市リスト(PDF139KB)
B型肝炎	～生後1歳未満 (平成28年4月1日以降の生まれ)	生後2か月～8か月	3回(1回目から27日以上経過後に2回目、1回目から139日以上経過後に3回目を接種)	
麻しん・風しん混合(MR)	【第1期】生後12か月～24か月(の前日)	—	1回	
	【第2期】5歳以上7歳未満で 小学校就学前の1年間(年長児)	—	1回	
水痘(みずぼうそう)	生後12か月～36か月(3歳の前日)	【1回目】生後12か月～15か月 【2回目】1回目終了後6か月～12か月	1回目接種終了後3か月以上の間隔で1回	
日本脳炎(1期)	生後6か月～7歳半(の前日)	【1期初回】3歳	6日以上(標準的には28日まで)の間隔で2回	※上記(大口町・扶桑町・江南市・犬山市の実施医療機関)以外の医療機関で接種を希望される場合は、接種前に健康生きがい課にて申請が必要です。
		【1期追加】4歳	1期初回2回目終了後6か月以上の間隔を置いて(おおむね1年後)1回	
日本脳炎(2期)	9歳以上13歳未満(13歳の前日まで)	小学4年生	1回	
日本脳炎(特例対象者) H7年 4.2-H19年 4.1生	20歳未満(20歳の前日まで)	—	【1期初回】6日以上の間隔を置いて接種	
			【1期追加】初回接種から6日以上の間隔を置いて1回	
			【2期(9歳以上)】1期終了後6日以上の間隔を置いて1回	
※特例対象者であっても、平成23年5月20日以降に初回接種する場合は、特例対象者以外と同様の間隔で接種が必要です。				

二種混合	11歳以上13歳未満 (13歳の前日まで)	小学6年生	1回
ヒブ	生後2か月～5歳(の前日)	初回接種開始が生後2か月～7か月まで	【接種開始年齢:生後2か月～7か月になるまで】 初回:27日以上(標準的には56日まで)の間隔をおいて3回 ※ 追加:初回接種終了後7か月～13か月までの間隔をおいて1回 ※ただし、初回接種を終了せずに生後1歳を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日以上の間隔をおいて1回(追加接種)を注射する。
			【接種開始年齢:生後7か月～1歳になるまで】 初回:27日以上(標準的には56日まで)の間隔をおいて2回 ※ 追加:初回接種終了後7か月～13か月までの間隔をおいて1回 ※ただし、初回接種を終了せずに生後1歳を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日以上の間隔をおいて1回(追加接種)を注射する。
			【接種開始年齢:生後1歳～5歳になるまで】 1回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳(の前日)	初回接種開始が生後2か月～7か月まで 追加接種は生後12か月～15か月になるまで	【接種開始年齢:生後2か月～7か月になるまで】 初回:27日以上の間隔で3回 ※ 追加:初回3回目から60日以上の間隔をおいて1歳以降に1回 ※ただし、初回2回目及び3回目の接種は2歳までに行うこととし、それを超えた場合は行わない(追加接種は可能)。 ※また、初回2回目の接種が1歳を超えた場合、3回目の接種は行わない(追加接種は可能)。
			【接種開始年齢:生後7か月～1歳になるまで】 初回:27日以上の間隔で2回 ※ 追加:初回2回目から60日以上の間隔をおいて、1歳以降に1回 ※ただし、初回2回目の接種は2歳までに行うこととし、それを超えた場合は行わない(追加接種は可能)。
			【接種開始年齢:生後1歳～2歳になるまで】 60日以上の間隔をおいて2回
			【接種開始年齢:2歳～5歳になるまで】 1回
ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん) (ページ内リンク) ※現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にお勧めしていません。	小6～高1相当年齢の女子	【サーバリックス】中1 2回目:1回目の接種から1か月 3回目:1回目の接種から6か月	(3回接種) 2回目:1回目の接種から1か月以上の間隔をおいて接種 3回目:1回目の接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をおいて接種
		【ガーダシル】中1 2回目:1回目の接種から2か月 3回目:1回目の接種から6か月	(3回接種) 2回目:1回目の接種から少なくとも1か月以上 3回目:2回目の接種から少なくとも3か月以上

予防接種時に保護者以外の方が同伴するとき

お子さんの予防接種時

保護者以外の方が同伴するときには「委任状」が必要です!

お子さんが予防接種を受ける場合、保護者の同伴が原則となっています。

しかし、保護者のやむを得ない理由により同伴出来ない場合は、接種を受けるお子さんの健康状態をよく知っている親族などが同

伴し、予防接種を受けることも可能ですが、保護者の委任状が必要です。接種時に医療機関に提出してください。
(委任状は下記からダウンロードしてご利用ください。)

【様式】 [予防接種 委任状\(PDF54KB\)](#)

B型肝炎ワクチン予防接種について

平成28年10月1日より定期予防接種に追加されました。
定期接種の対象となるのは、平成28年4月1日生まれ以降のお子さんです。
生後1歳未満までに3回接種します。

日本脳炎予防接種について

平成17年5月から副反応の問題で積極的な勧奨を差し控えていましたが、「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン」へ変更となり、安全性が確認できたことから、「積極的な勧奨を行う段階に至った」と国の判断があり接種を再開することとなりました。

対象者

第1期・・・3歳以上7歳未満の方

第2期・・・9歳以上13歳未満の方

●特別者の接種時期の緩和・・・平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方は20歳未満まで接種できます。ただし、2期は9歳以上の方が対象です。

※1期初回接種・1期追加接種・2期接種が不十分な場合は、6日以上の間隔をおいて、残りの回数の接種を行ってください。

●平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの方で、7歳半までに第1期末接種の方は、9歳以上13歳未満の期間に限り、2期接種と共に接種が可能となります。

標準的な接種間隔

1回目【6日から28日の間隔】→2回目【おおむね1年後】
→追加【おおむね5年の間隔】→2期(9歳以上)

<注意>

- ・お手持ちの予診票と母子健康手帳を持参し、委託医療機関に予約後接種をしてください。
- ・第2期接種は、1期接種を終えた9歳以上の方が接種対象です。
- ・予診票を紛失または転入により、大口町の予診票をお持ちでない方は健康生きがい課までお越しください。
(持ち物:母子健康手帳、印鑑(スタンプ式以外))
- ・13歳以上の女子の方・・・妊娠している場合、その可能性がある場合は接種できません。予診票の間診項目も忘れず記入してください。
- ・13歳以上の方で、保護者同伴なしで接種を希望される場合は同意書が必要です。十分に理解し判断してください(同意書は保健センターで発行しています)。

接種間隔等ご不明な点は、健康生きがい課までお問い合わせください。

～関連情報～

[日本脳炎について\(厚生労働省・外部リンク\)](#)

[日本脳炎Q&A\(国立感染症研究所感染症情報センター・外部リンク\)](#)

愛知県広域予防接種事業

大口町、扶桑町、江南市、犬山市以外の愛知県内医療機関で予防接種を希望されるお子さん(かかりつけ医、長期入院をしている等)は、愛知県広域予防接種事業協力医療機関にて接種ができるようになりました。希望される方は、健康生きがい課(保健センター)にて事前に手続きが必要です。

※大口町、扶桑町、江南市、犬山市の医療機関での接種は手続き不要で接種ができます。

協力医療機関(A類疾病)

[愛知県医師会ホームページより](#)

[愛知県広域予防接種協力医療機関リスト](#)

接種の流れ

1. 保護者が接種を希望する医療機関に愛知県広域予防接種が実施可能か確認する
2. 健康生きがい課(保健センター)で手続きをする→「連絡票」の発行
【持ち物】母子健康手帳、予診票、印鑑(スタンプ式以外)
※接種を受ける日の1週間前までに手続きを行ってください。
3. 医療機関にて予防接種を受ける
持ち物:「連絡票」、母子健康手帳、予診票、住所が確認できる書類(子ども医療受給者証等)

作成日 2016年10月14日

お問い合わせ先

健康生きがい課 所在地/〒480-0126愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地(ほほえみプラザ1階)

電話番号/0587-94-0051 FAX/0587-94-0052E-mail/ kenkouikigai@town.oguchi.lg.jp